

Title	構想力と美 : カント美学の射程
Author(s)	甲田, 純生
Citation	待兼山論叢. 哲学篇. 1993, 27, p. 25-36
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/7715
rights	
Note	

Osaka University Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

Osaka University

構 想 力 と 美

— カント美学の射程 —

甲 田 純 生

1. 芸術の学としてのカント美学？

カントの『判断力批判』は「美的判断力の批判」と「目的論的判断力の批判」という二つの部分を含むが、前者だけが独立に扱われ、カント美学と称されることが多いようである。しかしカントが美に、あるいは芸術に多大な関心を抱いていたのかははなはだ疑問であるし、ましてや美の理論を構築しようという野心をもっていたとは考えにくい。それというのも周知のように、『判断力批判』が、自然と道徳という二つの領域の橋渡しをするという、カント批判哲学独自の体系的要請によって書かれたものであり、したがって「美」はこの体系的要請にとって必要な限りにおいてのみ（あるいは悪意にとるならば、体系的要請に都合のいいように）扱われているはずだからである。ヘーゲルの『美学講義』とならんで美学史上における二大金字塔の一つであるカントの『判断力批判』は、にわかには美学書であるとは断じがたいであろう。他方現代では（ヘーゲル以降）、美学といえば「芸術の学」を指すのが一般的である。芸術作品、もしくは芸術の在り方一般に関する学が美学だというわけである。とすれば、カント美学が仮にも「美学」の名を冠しようというのであれば、それは芸術について何がしかの示唆を与えるものでなければならぬはずである。ところが、ヘーゲル美学が自然美を考察の外に置くことで芸術論となりえているのと

は対照的に、『判断力批判』においては芸術美に対して自然美が優位に置かれる。このように芸術美よりも自然美に優位を与えるカント美学ははたして「芸術の学」として成立しうるのであろうか。カントが自然美を優位に置くのは、「美」という現象を純粹に形式的な領域に閉じ込めておきたかったからである。あるいは、『判断力批判』の意図にもう少し則っているならば、自然の形式的合目的性を純粹な形で呈示するという役割を「美」に担わせたかったからである。人間の手で作られた芸術作品はカントのこの意図にとってはふさわしいものではない。なぜならば、自然が我々の認識能力の自由な活動に適合するという、悟性にとっては偶然的な関係を、判断力が合目的性という必然性のもとに理解することによって、自然の形式的合目的性が、たとえ統制的原理としてではあれ、想定されるのに対して、芸術作品においてはこの偶然的関係が欠如するために、自然の合目的性は視野に入っていないからである。

かくしてカントは、自然の合目的性を全面に押し出すために趣味判断の純粹性を追求し、そのために美の分析に際して一貫して「形式—質料」という図式を用いるのである。しかし、ハイデッガーが『芸術作品の起源』において指摘しているように、ものを形式と質料に分けるという発想は、そもそも道具に由来する。いいかえれば、あるものの存在を被造性と捉えることで成立する見方である。ここに『判断力批判』において芸術論の成立する余地が残される。つまり、自然美も芸術美も神（あるいは神によって与えられた才能＝天才）によって造られたものである、という点で一致する。かくしてカントは趣味判断における美の分析を芸術の領域にまで拡張する。しかし「形式—質料」という図式、あるいは趣味の純粹性といった判定基準で芸術を割り切れるのかは疑問である。

「美的判断力の批判」は（オーデブレヒトの分類によれば）「趣味論」と「芸術論」とからなるが、本論稿ではこの両方を視野にいれながら、「芸

術の学」としてのカント美学の問題点を探ってみたい。またそれと同時にカント美学のなかに、言い古された概念装置以外の新たな可能性を模索したい。

2. 「趣味論」の検討

1) 「関心なき満足」という美の規定のもつ問題点

まず「趣味論」のほうから、「美的判断力の批判的分析論」にしたがって見ていくことにしたい。カントによれば、美的判断とは快・不快の感情に関わる主観的判断でありながら、ある種の普遍妥当性を要求するものであり、その快は「関心なき満足」としてとらえられる。美的判断を「関心なき満足」として規定することによって、カントは美しいものにおける満足を「快適なもの」あるいは「善きもの」における満足から区別する。「善きもの」における満足、すなわち道徳的判断において見出される満足についてはここではさておくとして、「美しいもの」と「快適なもの」との区別について着目するならば、この区別によってカントは美と欲望とをクリティークしている。しかしカントがここで念頭においている欲望とは、カント自身「直接的快」ということばで表現しているように、いわば極めて動物的なものにすぎない。しかし人間の欲望はこのような動物的な直接的快にのみ還元されるようなものなのであろうか。たとえばヘーゲルは『精神現象学』の「自己意識」の章において、人間の欲望を、動物的な次元とは異なった角度で抉り出している。そこでヘーゲルは人間の欲望を、自己意識同士の関係において相互承認を目指す欲望として描いている。また、おそらくはヘーゲルの影響下に、バタイユは人間の欲望・エロティシズムの本質を「禁止（タブー）の侵犯」において看取り、人間の欲望が単なる動物的衝動とは異なった、ある種の形而上学的次元において成立しているものであることを明らかにしている。ところがカント哲学においては、

人間の欲望に関するこのような洞察は欠如している。その結果、人間の欲望を単に動物的な直接的快に限定してしまい、美と欲望とを安易に切り離してしまうのである。しかし、美と欲望にははたして何の接点もないのであろうか。パタイユは『エロティシズム』のなかで、「美」について次のように述べている。「美は穢されるために望まれる。美そのもののためではなく、美を冒瀆する確信のなかで味わわれる喜びのために」。¹⁾ パタイユがここで念頭においているものはもちろん人間の美、特に女性の美であるが、芸術活動あるいは創作活動においても、このように美がエロス性と結びつくことはないのであろうか。カントは美的判断が欲求能力と結合することを認めてはいるが、それは美が道徳の象徴であるかぎりにおいてのことである。つまりここでの欲求能力とは、上級認識能力である「理性」のことに他ならない。このカントの図式と表裏一体をなすような美の裏街道は存在しないのであろうか。ここではこれ以上このことについて論究することはできないが、カントが美について与えた「関心なき満足」という規定は、美の本質の側面を突いていると同時に、美と欲望とを安易にクリティークすることで、美のもつ別の側面を切り捨ててしまっているように思われる。

2) 共通感覚論

次にカントは美的判断を構成する認識能力を分析しているが、カントによれば、美における快の感情とは、「認識一般に向かっての、所与表象における表象諸力の拘束されぬ活動の感情の状態」²⁾ であり、「構想力と悟性との自由な活動における心情状態」³⁾ に他ならない。そして、美的判断の普遍妥当性の要求の根拠として、「共通感覚」の概念が提出される。「構想力と悟性の自由な戯れ」については芸術論を検討する際に触れることにして、ここではカント美学において共通感覚論のもつ意義について考察したい。

そもそもカントの共通感覚論は、すでに様々な論者によって指摘されているように、⁴⁾ スコットランドのコモン・センス哲学に由来する。スコットランドにおけるこの潮流は、コモン・センスという概念のもつ二面性の一方を示すものである。それはいわゆる「常識」、つまりは社会のなかで人々が共通にもつ、正常な判断力という意味である。⁵⁾ それに対してコモン・センスには、アリストテレスにまで遡るもう一つの意味がある。それが五感を統合する第六感としての「共通感覚」である。それは、異なった種類の感覚を比較したり識別したりしつつ、感覚のすべての領野を統一的に捉える根源的な感覚能力である。⁶⁾ こういったコモン・センスの二つの伝統をふまえながらも、カントは『判断力批判』のなかでは、さしあたり美的判断に関わる形で（『判断力批判』の内容を考えれば当然のことではあるが）共通感覚を提出してくる。

ところでこの「共通感覚」であるが、この訳語から我々はいよいよ感覚的なものを想定してしまいがちである。ところがカントは、『判断力批判』の本論第三節において、感覚を客観的感覚と主観的感覚とに分けている。客観的感覚とは、「あるものの表象（認識能力に属する受容性としての感官による）」⁷⁾ であり、いわゆる「感覚」だと考えてよい。それに対して主観的感覚とは「単に主観に関わるのみで、認識には全く役に立たない」⁸⁾ ものであり、「感情」と言うべきものである、とカントは述べている。この区別に従っていうならば、「共通感覚」とカントが言うときの「感覚」とは後者、すなわち「感情」の意味であろう。というのも、美的判断力の批判において問題となっているのは、「快・不快の感情」だからである。とすれば、美的判断力の批判において「共通感覚」と言われているものは、さしあたっては「共通感情」と考えてよい。そしてこの文脈でいうならば、美的判断のもつ普遍妥当性の一契機である「普遍的伝達性 (Mitteilbarkeit)」は、「普遍的共有可能性 (Mitteilbarkeit)」とでも

いうべきものであろう。それというのも、感情は概念ではないのであるから、単に伝達される云々というよりは、万人が同じ感情を共有できるはずだ、ということの方にウェイトが置かれるはずだからである。

ところで美的判断力の批判において問題となる快の感情（共通感情）と、先に述べたコモン・センスの二つの伝統とはどのように関わるのであろうか。この点について、中村雄二郎氏が、その著『共通感覚論』のなかで有意義な示唆を与えている。少し長くなるが引用する。

「……人間は個人としても類……としても、十分なまとまりをもとうとすれば、私達の備える諸感覚を秩序づけることが必要になる。そしてこのような秩序立ったまとまりを重視する立場から、そのうちにある感覚相互の関係や秩序、またその関係づけや秩序づけの働きが、一層純化された上、実体化されてとり出されるようになった。古来〈理性〉と呼ばれ、また〈精神〉と名づけられてきたのは実はこのようなものではなかったであろうか。……だから理性とは、あえていえば諸感覚相互の結合の形式であり、もっぱら秩序と関係にかかわる。……ところが、そのような理性に対して、さまざまな具体的な感覚内容との結びつきを断たずそれらを保存しつつ、感性的なものがみずからまとまり、高次の秩序を作る場合がある。私たちはそのような場合として、すぐれた意味での「感情」を捉えることができる。情動や情念に対してそれらと区別して感情といわれるものは、いっそう全体的であり、全体化をとおして内的秩序を形づくる。そのようなものとして感情は、なによりも共通感覚に基づいている。」⁹⁾

「感情」は、感情の同じ型や様式を共有しうる人々からなる共同性を基礎としたまとまりをもつ。感情は共同性のなかで成立し、共同性をささえるのである。だからこそ「感情は、なによりも共通感覚に基づいている」

といわれるのである。とすれば、①第六感としての共通感覚、②「常識」＝正常な判断力としてのコモン・センス、③美的判断の普遍性の根拠としての共通感情、以上の三つに共通することは「共同性」であろう。いうまでもなく、このような共同性はあらかじめ我々に与えられるものではない。各個人が共同体のなかで獲得していかなねばならないものである。すなわち共通感覚とは、ガダマーの言うように、単に共同体内部の人間に共通な能力のことだけをいうのではなく、「共通性を作り上げる感性」¹⁰⁾をも意味するはずである。だからこそカントは、共通感覚を「理想的規範」¹¹⁾・「未規定的規範」¹²⁾であり、「理念」¹³⁾であると言うのである。ところで一方カントは、共通感覚のことを「我々の認識諸力の自由な活動の結果」¹⁴⁾であると述べている。「我々の認識諸力」とはもちろん構想力と悟性のことであるから、共通感覚という能力を形づくるのは構想力と悟性であるということになる。とすれば、我々は「共通感覚」を次のように定義することができるであろう——共通感覚とは、構想力と悟性というア・プリオリな（人間に共通の）認識能力の活動によって、共同体における共通性を作り上げる能力のことである、と。

したがって、共通感覚というのはなにも美的判断においてのみ前提されるものではない。カント自身ははっきりと共通感覚を「どのような論理にも、どのような認識の原理にも前提されねばならぬ、我々の認識の普遍的伝達可能性の必然的制約」¹⁵⁾であると述べている。つまり共通感覚は、あらゆるコミュニケーションにおける普遍的伝達可能性の根拠なのである。とすれば、共通感覚論は、コミュニケーション理論にとっては何らかの示唆を含むかもしれないが、それが美的判断に固有のものでないかぎり、芸術の理論に対して寄与するところは少ないのではないか、と思われる。

3. 判断力批判における「芸術論」の検討

『判断力批判』において芸術論は、芸術を創造する才能である天才に言及しながら芸術一般について論じた総論部分と、言語芸術・造形芸術・音楽や色彩芸術などを個別に論じた各論部分とから成る。ここでは総論部分に定位しながら、カントの芸術論について検討したい。

およそ芸術について論じようという限り、あらゆる芸術とまでは言わないまでも、ある種の芸術に通暁していることは必要なことであると思われるが、カントがその生涯において芸術を享受し堪能していたという話はあまり聞かない。ただ一つははっきりと言えることは、カントが芸術について論じる際には、芸術のモデルとして「詩」を念頭においているということである。このことは次のカントのことばからもはっきりと伺える。「美的理念の能力がその完全な度合いで示されうるのは本来は詩の芸術においてである」¹⁶⁾このことは「詩作 Dichten」をしきりに強調した後期のハイデッカーを思い出させるが、カントが「詩」に範を取ったということが、芸術の学としてのカント美学にとって利点となるのか、はたまた欠点となるのかは、今のところは保留したい。

さて、カントによれば、美的芸術は天才の技によるものであり、天才とは芸術に規定されない規則を与える才能である、と定義される。そしてさらに、天才を形づくる心情の能力が分析される。カントによれば、その能力とは構想力と悟性に他ならない。つまり、美を享受する場合にも美を創造する場合にも、必要とされる心情能力は同じなのである。ここに我々は、カントの天才論のもつ独自性を認めることができる。「天才」という概念は、そもそもロマン主義の芸術論によって盛んに用いられたものである。しかし天から与えられた才能が芸術作品を成立させるという発想は、芸術作品の偉大さを考えればもっともらしい説明ではあるが、他方、芸術

作品の起源を、「天才」という常人には近づき難い能力に柵上げしてしまうことにもなる。それに対してカントは、天才という能力を構想力と悟性に還元することによって、このような袋小路から脱出することができたのである。

構想力と悟性の自由な活動は、美の享受の場合には「快の感情」を生み出したが、芸術における創作活動においては、構想力と悟性の自由な活動は具体的には一体どのような活動であるのか。カントによれば、それは芸術作品に魂（精神 Geist）を与える働きなのである。一般に、ある作品について「魂がある」だとか、「魂が欠けている」だとかしばしば言われるが、カントはこのような経験的発言に意味を認めるのである。もちろん経験的発言はそのままで意味をなさないが、カントはそこで言われている「魂」の内実を「美的理念」として分析するのである。では「美的理念」とはいかなるものなのであろうか。それについてはカントは次のような規定を与えている。「そもそも美的理念のもとに私が意味するのは、我々をして多くのものを考えさせる動機となりながら、しかもおよそ規定された想念、すなわち概念がそれに適合しえないような、したがってどのような言語も完全に述べ尽くしえず、理解させえないような、構想力の表象である」。¹⁷⁾「一言でいえば、美的理念とは、自由に使用せられるとき極めて多種多様な部分表象をともなう構想力の表象が所与の概念に添えられたものであって、それらの部分表象に対しては規定された概念を言い表すどのようなことばも見いだされず、したがって構想力のそういう表象は名状しがたい多くのものを一つの概念へ付加的に思惟させ、そうしたものの感情が認識諸能力を生気づけて、単なる文字としての言語へ精神を結合させるのである」。¹⁸⁾また別の箇所では、構想力の表象について、「単独では規定された概念のうちにはとうてい総括されえないほど多くのものを思惟させ、したがって概念自身を無制限な仕方でも美的に拡張する構想力の表象」¹⁹⁾であ

ると述べている。つまりカントにおいて美的理念とは、構想力によって拡張され、象徴作用を伴った概念なのである。このことと、先に指摘したようにカントが芸術を論じる際に「詩」をモデルにしていることを考慮にいれるならば、我々は美的理念のモデルとして「詩的言語」を想定することができるであろう。天才は構想力と悟性の自由な活動を通してこのような理念を産出するのである。しかもカントは次のようにも言っている。「一般に我々は美を（自然美であろうと芸術美であろうと）美的理念の表現と呼ぶことができる」。²⁰⁾とすれば、天才論で言われたことは、そのまま美の現象一般にもあてはまることになる。つまり美の享受においても、我々は認識能力の戯れを通して美的理念を産出するのである。では、美の享受における美的理念の産出において構想力と悟性はどのように機能しているのであろうか。構想力は類比にしたがって悟性に内容豊かな材料を供給する。これに対して悟性は、「急速に過ぎさってしまうこのような構想力の活動を把握して、規則の拘束なしに伝達されうる概念へ統一する能力」²¹⁾として働く。分析論においては、構想力と悟性の戯れにおける悟性の働きについては「認識一般の能力」と言われていたが、『第一批判』ではカテゴリーの機能として捉えられていた悟性の働きというのは、この天才論で言われていることも鑑みれば、本来ある種のランゲージュのようなものなのかもしれない。とすれば、美という現象は、我々の言語能力にその根拠をもつといえるのであろう。それも単にコミュニケーション的な言語の運用能力ではなく、言語の生成に関わるような、ある根源的な言語能力である。もしそうであるのなら、美的判断は言葉と我々人間との生き生きとした関係の土台となるものであるはずである。『判断力批判』における美的判断力の批判は、我々に美あるいは芸術と言葉との関係に新たな視点を開いてくれるのかもしれない。

注

- 1) バタイユ著『エロティシズム』、澁澤龍彦訳（二見書房）、209頁
- 2) Kant, I.: *Kritik der Urteilskraft*, Felix Meiner Verlag, Hamburg, 1924, S. 55f. (以下 K. d. U. と略す)
- 3) K. d. U. S. 56
- 4) 例えば知念英行著『カントの社会哲学』（未来社）
- 5) ガダマーは『真理と方法』のなかで十八世紀のドイツにおいては、共通感覚は判断力と同義であったことに触れている。(ガダマー著『真理と方法 I』、響田他訳（法政大学出版局）、43頁）
- 6) 異なった種類の感覚を比較、識別する能力として共通感覚の働きの例として、中村雄二郎氏は『共通感覚論』のなかで、「甘い」という形容詞が味覚の範囲を越えて使用されること（「ぼらの甘い香」など）を挙げている。
(中村雄二郎著『共通感覚論』（岩波現代選書）、8頁）
- 7) K. d. U. S. 42
- 8) K. d. U. S. 42
- 9) 中村雄二郎著『共通感覚論』（岩波現代選書）、189—190頁
- 10) ガダマーはヴィーコの共通感覚論について触れながら次のように言っている。「……共通感覚はヴィーコにおいては、あらゆる人間のうちに存在している共通の一般的能力だけのことでは明らかになく、同時に、共通性を作り上げる感性のことでもあるということである。ヴィーコによれば、人間の意志に方向性を与えるのは、理性という抽象的一般性ではなく、あるグループや民族や国民や、さらには全人類における共通性をもたらしている具体的一般性のはずである。したがって、この共通の感覚を滋養するところこそが、生にとって決定的な重要性をもつといわれる」。(ガダマー著『真理と方法 I』、響田他訳（法政大学出版局）、29頁）
- 11) K. d. U. S. 81
- 12) K. d. U. S. 82
- 13) K. d. U. S. 82
- 14) K. d. U. S. 80
- 15) K. d. U. S. 81
- 16) K. d. U. S. 169
- 17) K. d. U. S. 167f.
- 18) K. d. U. S. 171
- 19) K. d. U. S. 169
- 20) K. d. U. S. 175

21) K. d. U. S. 172

付記 本稿は、第二十二回大阪カンターベント例会（一九九三年七月十日、大阪
大学待兼山会館）において、口頭発表した草稿に加筆したものである

（大学院後期課程学生）